

	J069 上顎骨形成術 J070 頬骨骨折観血的整復術 J070-2 頬骨変形治癒骨折矯正術 J072 下顎骨折観血的手術 J075 下顎骨形成術 J076 顔面多発骨折観血的手術 J087 上顎洞根本手術
【伝達麻酔（下顎孔又は眼窩下孔に行うもの）】 38 点	【伝達麻酔（下顎孔又は眼窩下孔に行うもの）】 <u>42 点</u> 改
【浸潤麻酔、圧迫麻酔】 23 点	【浸潤麻酔、圧迫麻酔】 <u>30 点</u> 改

(4) 有床義歯（入れ歯）等に係る評価の見直し

有床義歯及び関連技術の評価を引き上げる一方、熱可塑性樹脂有床義歯の評価の引下げを行う。また、口蓋補綴、顎補綴の評価の簡素化を行う。

現 行	改定案
【有床義歯】 1 局部義歯（1床につき） イ 1 歯から 4 歯まで 540 点 ロ 5 歯から 8 歯まで 665 点 ハ 9 歯から 11 歯まで 890 点 ニ 12 歯から 14 歯まで 1,300 点 2 総義歯（1顎につき） 2,050 点	【有床義歯】 1 局部義歯（1床につき） イ 1 歯から 4 歯まで <u>550 点</u> 改 ロ 5 歯から 8 歯まで <u>676 点</u> 改 ハ 9 歯から 11 歯まで <u>900 点</u> 改 ニ 12 歯から 14 歯まで <u>1,310 点</u> 改 2 総義歯（1顎につき） <u>2,060 点</u> 改